

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・当社グループは、株主やお客さま等ステークホルダーから常に信頼され期待される企業であり続けるため、法令等の遵守はもちろんのこと、透明かつ公正で効率的な社内体制の維持向上に努めております。
- ・このため関係法令やルールを遵守し適正に業務が執行されるよう、取締役会をはじめとする経営意思決定会議の適切な運営に努め、また社外取締役、社外監査役の招聘や監査役会、内部監査部門ならびに会計監査法人によるチェックなどにより厳正な経営監視をおこなっております。
- ・公益事業者としての立場から、企業情報を積極的かつ公正に開示しております。
- ・コンプライアンス活動を推進するため企業行動憲章及び行動規範を定め、コンプライアンス委員会をはじめとする社内体制を整備しております。
- ・当社及び当社の関係企業で構成する「サーラグループ」の一員として、グループ共通の経営理念達成と企業倫理確立のため、グループ内各社との連携強化をはかっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,196,000	4.91
三井住友信託銀行株式会社	2,196,000	4.91
ガステックサービス株式会社	2,185,000	4.89
中部瓦斯従業員持株会	1,937,402	4.33
明治安田生命保険相互会社	1,870,000	4.18
ヤマサちくわ株式会社	1,635,760	3.66
日本生命保険相互会社	1,500,460	3.35
株式会社静岡銀行	1,320,000	2.95
神野吾郎	1,145,064	2.56
株式会社中部	1,000,470	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	12 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 俊宏	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 俊宏		——	経営全般にわたる高い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待し就任を依頼しております。なお、当社と同氏との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じることのない独立した立場の役員であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・当社は会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
- ・会計監査人は常勤監査役と協議の上決定した年間監査計画にしたがって監査をおこない、その内容は監査役会において常勤監査役から他の監査役へ報告がおこなわれております。
- ・内部監査部門として監査室を設置し、監査室は監査役と年間の内部監査計画について協議をおこない決定しております。
- ・監査計画の調整による効率のかつ遺漏のない監査の実施を目的に、また情報の共有化を目的とした打合せ、会合を頻繁に実施し、緊密な関係を保っております。
- ・当社監査役とサラーグループ所属会社監査役からなるグループ監査役会を月1回開催し、これに内部監査部門も出席し情報の共有化をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村松 良	弁護士										○			
吉川 一弘	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村松 良	○	――	弁護士として培われた高い専門的見地と豊富な経験を活かし、当社の経営を監視していただくため就任を依頼しております。なお、当社と同氏との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じることのない独立した立場の役員であると判断しており、独立役員に指定しております。

吉川 一弘		金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営を監視していただくため就任を依頼しております。なお、当社と同氏との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じることのない独立した立場の役員であると判断しております。
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社と社外取締役及び各社外監査役との間には、会社等として通常のガス供給契約等がありますが、その規模及び性質から、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

具体的なインセンティブ付与は実施しておりませんが、取締役の報酬は総額の最高限度額の範囲内で、目標の達成度、貢献度、ならびに会社業績等を総合的に評価・判断し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成27年12月期における当社の取締役に対する報酬等の総額は、145,288千円(うち社外取締役3,400千円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては秘書室が、社外監査役に対しては監査室がサポートを担当し、取締役会・監査役会の開催にあたっては、あらかじめ議案を通知し、また欠席の場合も関係資料を必ず送付するとともに、重要な案件についてはトップが個別に直接説明するなど、社外役員への情報の確実な伝達をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は監査役制度を採用しており、会社の規模・事業の特性などを総合的に勘案して、可能な限り効率的かつ機動的なコーポレートガバナンス体制を構築することが重要と考えております。この基本認識のもとに、当社は取締役会及び監査役会からなる体制をとっており、その運用の概要は下記のとおりです。
- ・当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役1名)で構成され、子会社等を含めた当社グループ全体に関わる重要事項の意思決定と取締役の職務執行の監督を行うため、適切な運営に努めております。(担当:秘書室)

- ・また、取締役会を補完し経営諸課題に対する迅速かつ適切な対応を図るため、常勤取締役と常勤監査役及び幹部使用人による「経営幹部会」を月2回開催しております。(担当:総合企画室)
- ・監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に基づき実施する業務及び財産の状況調査、取締役会等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行を監査しております。(担当:監査室)
- ・内部監査部門としては、監査室を設置し、2名の専従スタッフを配置しております。監査計画に基づき実施する内部監査を通じて経営に対し公正かつ客観的な観点から評価・助言を行うことにより、各部門における業務の改善を推進しております。
- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、田宮紳司、加藤敦貞(継続監査年数は両名とも7年以内)であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士補等4名、その他3名であります。なお、監査役、内部監査部門及び会計監査人は、監査報告等の定期的な会合を含め、必要に応じて情報交換を行い、相互連携を強めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は公益性の高い地域密着型企业という特性から、できるだけ効率的な機関設計により、迅速・正確な経営意思決定がなされ、また、十分な牽制・チェック機能が働くコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、豊富な経験と高い見識に基づき、独立性の高い立場から、当社の経営全般にわたり、助言及び提言をおこなうとともに、業務執行に関する監督、監査機能を担っていただいていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日に先立って発送しております。平成28年3月18日開催の第94回定時株主総会においては、平成28年2月26日に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.chubugas.co.jp/for-investor/ において、決算情報その他経営に関する情報の適時開示をおこなっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部総務広報グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社の関係企業で構成する「サーラグループ」共通の価値観・行動基準(グループバリュー)を定め、お客さまを尊重する「サーラ品質経営」、従業員を尊重する「人間力経営」、地域社会を尊重する「エリア貢献経営」、株主を尊重する「株主価値経営」などを掲げております。また当社の企業行動憲章及び企業行動基準においても、ステークホルダーとの信頼強化に向けた行動原則を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「サーラグループ」共通の環境方針として『サーラグループ環境方針』を制定し、当方針に定めた「環境理念」の実現をめざした「環境行動指針」の実践に向け、グループ社員が共通して取り組める具体的な仕組み「サーラエコプログラム」を推進しております。その上で当社独自の環境行動指針にもとづき環境委員会及び環境安全対策グループを設置して環境マネジメントの充実につとめ、活動実績をまとめた「環境報告書」を毎年発行しております。また、地域内の文化・福祉活動や環境を守るボランティア活動などにも積極的に参加しております。
その他	緊急時のライフライン確保に向けた防災体制の整備をおこなっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、その下で、企業行動憲章・行動規範を定め、研修、マニュアルの作成・配布等を行い法令及び社内規程の遵守を徹底する体制を構築する。
- (2) 匿名性を保障するコンプライアンス通報・相談窓口を整備し、社内規程に基づき運用する。
- (3) 監査室が実施するコンプライアンス監査により、内部統制の妥当性の確認及び改善を図る。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 稟議書・報告書・議事録等の職務執行に係る文書は、社内規程に基づき作成、保管する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及びその連結子会社から成る企業集団の各部署の業務において予見されるリスクについては、それぞれの部署において必要に応じ規程・マニュアルの作成・研修の実施等を行い予防・対応を図る。
- (2) 環境及び地震に係るリスクに関しては、組織横断的な諸施策を検討する専門部署を設け、対策を実施する。
- (3) 当社及びその連結子会社から成る企業集団の経営に重大な影響を与えるリスクについては、組織横断的に抽出と対策の実施及びその状況のモニタリングを行う。
- (4) リスクが当社または連結子会社に重大な影響を及ぼすと予測される場合は、当社の経営幹部会（当社の常勤取締役、常勤監査役及び幹部使用人で構成）に報告し、適切な態勢の構築を図る。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 長期経営計画を策定し、それに基づき、毎期、当社各事業部・部署毎の業績目標と予算を設定する。
- (2) 職務分掌規程、職務権限規程を定め、職務の適正かつ効率的な執行を行う。
- (3) 当社の経営幹部会（当社の常勤取締役、常勤監査役及び幹部使用人で構成）を通常毎月2回開催することにより、迅速な意思決定と効率的な業務執行が行われるようにする。

5 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 連結子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社で定める企業行動憲章、行動規範及び子会社管理規程を基に、連結子会社取締役・使用人の法令順守体制の構築を図る。
 - ・毎月の業績及び重要な事項の発生については担当部署にて把握し、業務の適正を確保する。
 - ・監査室の業務及び会計に関する内部監査実施に基づく報告書の指摘により、業務の適正を図る。
 - ・毎月開催される当社の経営幹部会（当社の常勤取締役、常勤監査役及び幹部使用人で構成）で連結子会社の業績報告を受ける。
- (2) 連結子会社の取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社管理規程に基づき、連結子会社の経営の適性化かつ効率化を図る。
 - ・取締役会における議論の質の向上及び迅速な意思決定を行うため、連結子会社における取締役を適正な員数に保つ。
 - ・当社から連結子会社に取締役として派遣された取締役または使用人が、その取締役会及び経営会議等に出席し、迅速な意思決定と効率的な業務執行が行われるようにするとともに、連結子会社の長期経営計画、年次予算、業務目標の策定に参画し、その進捗状況を定期的に確認する。
 - ・連結子会社が定める職務権限規程等に基づき、職務の適正かつ効率的な執行を行う。

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査室の構成員を補助使用人とする。

7 当社の監査役の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人の人事異動及び人事評価等の人事権に関する事項については、当社の監査役の事前の同意を要する。
- (2) 補助使用人が、当社の監査役の職務の補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。

8 当社の取締役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び連結子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する事項

- (1) 当社の取締役・使用人及び連結子会社の取締役・監査役・使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社または連結子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、コンプライアンス通報・相談窓口の運用状況及び通報内容、その他経営状況として重要な事項を報告する。
- (2) 報告者、時期及び報告の形態等については、当社の取締役または連結子会社の取締役と当社の監査役との協議により定める。
- (3) 当社の取締役・使用人及び連結子会社の取締役・監査役・使用人は、当社の監査役から業務に関する報告を求められたときは速やかに必要な報告を行う。
- (4) 当社の監査役は、連結子会社の監査役との間で、定期的に情報交換を実施する。

9 上記8の通報・報告をした者が当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) コンプライアンス通報・相談窓口規程を制定し、報告・通報者の匿名性の確保や、報告・通報を理由とした不利な取り扱いを行わない旨規定し、運用する。

10 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社の監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

11 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 会社が契約する顧問弁護士との関係強化による法的対応の支援体制を整備する。
- (2) 監査法人及び監査室との定期的な意見交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、企業行動憲章及び行動規範に、それらの勢力とは断固として対決する旨、また、それらの勢力とは関係を持たず、不当、不法な要求には一切応じない旨規定する。

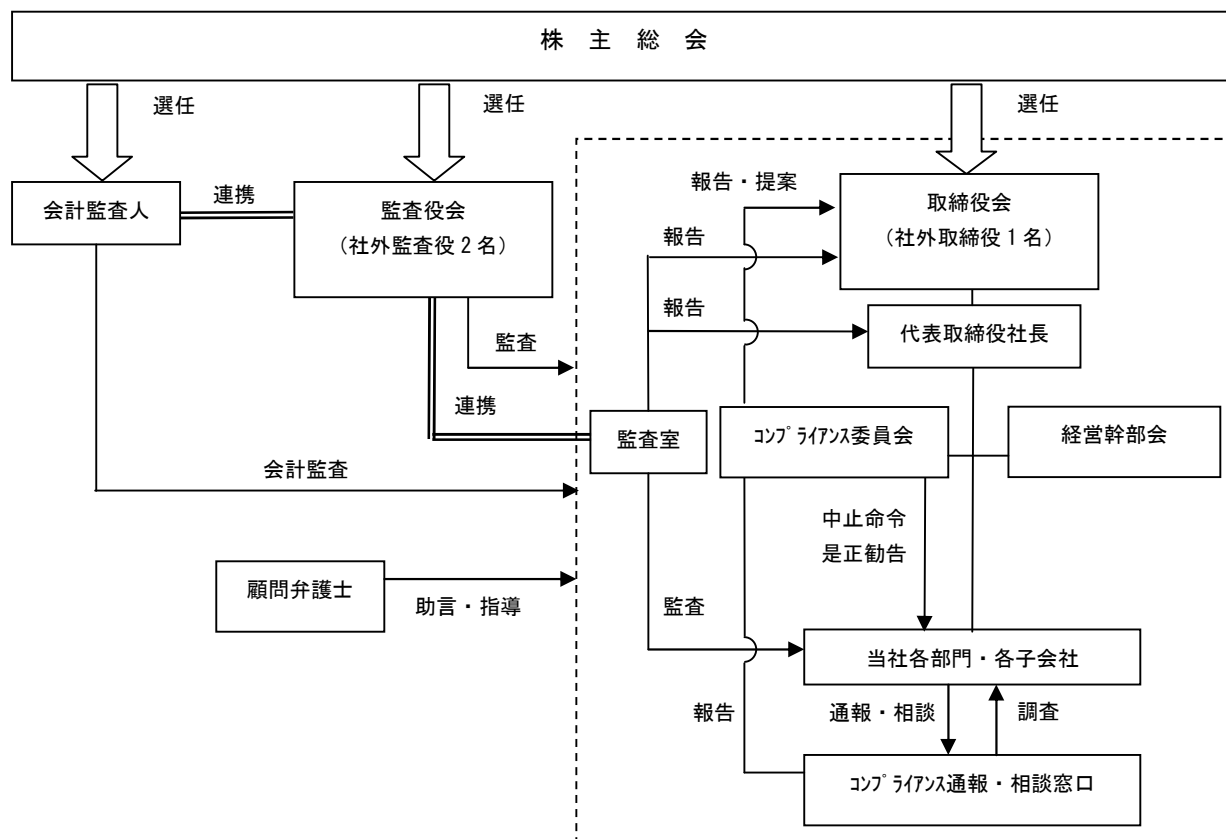
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制の状況



適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンス及び社会的責任の観点から、金融商品取引法、その他関係諸法令及び証券取引所の諸規則を順守し、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営及び業績を適時適正に開示するため、以下の社内体制を構築しております。また、今後も社内体制の更なる充実に継続的に努めてまいります。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

(1) 決定事実に関する情報（子会社に係る情報を含む）

当社は取締役会を原則として年6回開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項及び法令で定められた事項について審議及び報告を行っています。

取締役会で決定された事実については、情報開示部門（総務広報グループを中心とする経営管理部）が、その各事項について適時開示規則への該当性の検討を実施し、開示が必要と判断された場合は代表取締役と情報取扱責任者（経営管理部長）の指示に基づき関連部門と協議の上開示資料を作成し、適時適切な開示を行っています。

開示資料については、適時開示情報伝達システム（TDnet）等を通して公開するとともに、当社ホームページにも掲載し、情報を広範囲に伝達することに努めております。

なお、開示規則に該当しない情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて、投資者の投資判断等に資すると判断される場合には、積極的な開示に努めております。

(2) 発生事実に関する情報（子会社に係る情報を含む）

重要な事実が発生した場合には、その事実の発生部署より速やかに所管部門及び情報開示部門に情報が集約され、代表取締役と情報取扱責任者に報告されます。これと並行して、情報開示部門において、発生した事実に対する適時開示情報か否かの検討を行います。

この検討のあり方とその後開示が必要と判断された場合の手続きは、上記（1）と同様であります。

(3) 決算に関する情報（子会社に係る情報を含む）

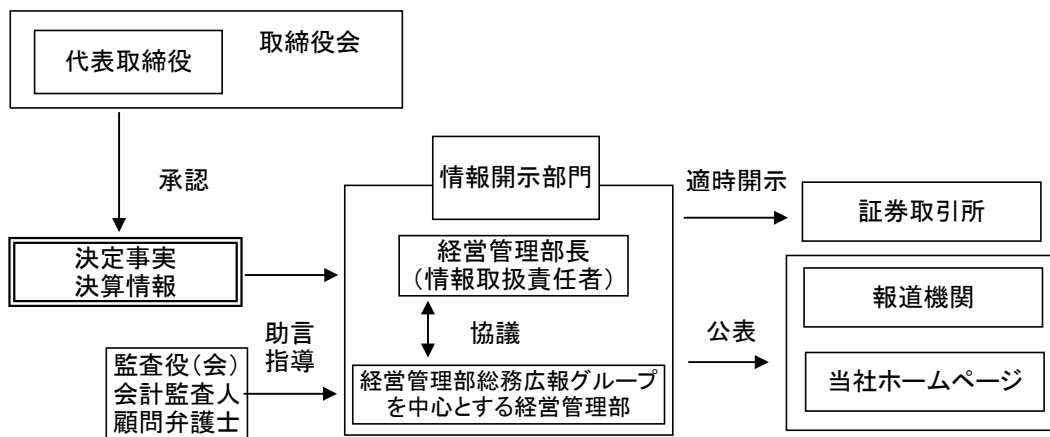
決算に関する情報については、経営管理部経理グループにおいて財務諸表等を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、決算に関する取締役会において承認すると同時に、開示規則に従って決算情報を開示しております。

業績予想や配当予想の修正についても、情報取扱責任者を中心に、情報開示部門が可能な限り正確な予想数値を把握し、その修正内容を承認すべき所定の手続きを経たうえで、開示規則に従って、速やかに開示します。

適時開示に係る社内体制の状況

<決定事実>

<決算情報>



<発生事実>

